

事後審査型一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

愛南町建設工事請負業者選定規則(平成17年4月1日規則第23号)に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の第1項規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日から落札者の決定の日までの間に、愛南町建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成19年4月1日)告示第29号に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (4) 事後審査型一般競争入札公告個別事項(以下「個別事項」という。)の表中「設計業務等の受託者」に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (6) 個別事項の表中「許可業種」に掲げる業種について、個別事項の表中「許可区分」に掲げる区分の許可(当該区分が一般建設業の場合は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項第1号に掲げる者、特定建設業の場合は、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。(以下同じ。))を受けている者であり、かつ、個別事項の表中「本店等区分」に掲げる本店等(許可を受けているものに限る。)を有する者であること。
- (7) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(その審査基準日が開札日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。)の結果通知書の建設工事の種別の種別年間平均工事高、総合評定値等が、個別事項の表中「建設工事の種別」に掲げる種別において、個別事項の表中「その他(経審)」に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (8) 個別事項の表中「格付(登録)業種」に掲げる業種について、資格者名簿に登載された格付、所在地等が、個別事項の表中「格付等級」、「登録所在地」及び「その他(格付)」に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (9) 開札日から起算して過去15年間に、個別事項の表中「工事の種類等」及び「その他(元請、出資比率等)」に掲げる要件を全て満たす工事の施工実績を有する者であること。ただし、当該工事については、工事が完成し引渡し完了しているもので、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報(コリンズ)、契約書の写し、発注者の施工証明書等で要件を満たすことが確認できる1件の工事であること。
- (10) 次の要件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を専任(法第26条第3項の規定に基づき、請負予定金額が3,500万円未満(建築一式工事にあつては7,000万円未満)の場合は技術者の専任及びウに掲げる要件は不要とする。以下同じ。)で配置することができるものであること。
 - ア 個別事項の表中「法令による資格・免許等」に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - イ 開札日から起算して過去15年間に、個別事項の表中「従事経験」に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ウ 開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

2 入札方法

- (1) 「入札参加資格確認申請書（様式1）」並びに「施工実績（様式2）※請負契約書又はコリンズ登録の写しを添付すること」及び「配置予定技術者の資格等（様式3）※資格・免許・雇用関係を証する書類を添付すること」（以下「申請書等」という。）を個別事項の表中「入札参加資格確認申請書の提出期限」に掲げる期限までに提出すること。
- (2) 郵送又は電送による入札は認めない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、1回とする。
- (5) 指定様式による工事費内訳書を提出すること。

3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金は個別事項の表中「契約保証金」に掲げるとおり。
ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。

4 契約書作成の要否 要

5 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 予定価格を超える入札
- (2) 工事費内訳書の提出のない入札及び、入札書記載金額と工事費内訳書の合計金額が異なる入札
- (3) 競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (4) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (5) 入札心得、現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (6) 組合長により競争参加資格のあることを確認されたものであっても、確認の後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等入札時点において競争参加資格のない者のした入札
- (7) 入札の適正さが阻害される恐れがある一定の資本関係又は人的関係にある複数の者が行った入札(平成19年告示78号「宇和島市発注建設工事等における系列関係会社等の同一入札への参加制限について」)

6 落札者決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が1に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

7 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)に虚偽の記載をした場合においては、構成市町が定める指名停止措置要綱等に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 組合長は、提出された資料等を競争参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用することはできない。
- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) 落札者は、競争参加資格確認資料に記載した配置予定の技術者を、原則として当該工事の現場に配置すること。
- (7) その他の詳細は、入札説明書によるものとし、不明の点等問い合わせについては、担当部局に照会のこと。